

訪問介護事業所等の

人材確保・経営改善を支援します！



訪問介護サービス事業所を対象に、人材確保・経営改善のための費用を補助します。

【受付期間】 令和7年11月6日～令和7年12月26日

※予算がなくなり次第終了

対象事業所

訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所

対象期間

令和7年8月1日～令和8年3月31日の間に取組を開始し、完了したもの（支払の完了を含む）。

【補助対象事例】

補助上限

1事業所
あたり

最大

40万円
まで

※複数の取組を組み合わせ
て1事業所あたり最大40万円
まで補助します。

研修体制の構築支援に関する取組

- 初任者研修等の受講に要する費用（受講費・旅費）、オンライン研修の受講費用

ホームヘルパー同行支援に関する取組

- 経験年数の短いホームヘルパー等に対し、同行支援を行う際に発生する人件費

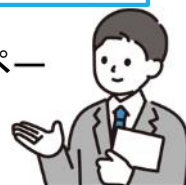
経営改善に関する取組

- 事務作業を行う契約社員、パート社員、派遣社員の人件費
- 加算や各種届出を社会保険労務士等へ委託した際の費用

介護人材・利用者確保に関する取組

- ホームページの開設や改修に係る費用
- 人材の確保や利用者の確保を目的としたチラシの作成や新聞等への折込み費用

※補助対象となる費用等の詳細は、チラシの3枚目及び県ホームページでご確認ください。



事業の流れ

事業計画書の提出
(交付決定前着手届)
※12月26日まで

計画提出・交付申請は、
電子申請での受付
となります。

計画を受付後、
県から交付申請の手続きについ
て案内します。

交付申請の提出

交付申請後、
県から決定通知を発送します。

取組の実施
※交付決定前に実施した取組も
条件を満たしている場合は対象
となります。

電子申請はこちら



実績報告の提出
※取組終了から30日以内
又は
3/31のどちらか早い期日

実績報告の提出が遅れると、
補助金が受けられない場合
もありますので、期限内の
提出をお願いします。

補助金の交付

補助金は実績報告の確認後
に交付されます。

お問合せ：沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 介護人材確保担当

TEL : 098-866-2214

Email : aa021156@pref.okinawa.lg.jp

HP : <https://www.pref.Okinawa.lg.jp/kyoiku/kaigofukushi/1006708/1036932.html>

県ホームページ



1 人材確保体制構築支援

ア 研修体制の構築の支援

ホームヘルパーや介護職員等の資質向上、定着促進に資する研修計画の作成や研修実施などの研修体制構築、その他、外部機関が提供する研修等への参加に要する経費などを補助します。

補助上限額 1 事業所あたり10万円

イ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

経験年数の長いホームヘルパーが技術を着実に継承するため、当該ヘルパーが一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行うための取組に係る費用を補助します。

補助額		
中山間地域等・離島地域に事業所が所在する場合	30分未満の同行支援 1 回につき	3,500円
	30分以上の同行支援 1 回につき	5,000円
中山間地域等・離島地域以外に事業所が所在する場合	30分未満の同行支援 1 回につき	2,500円
	30分以上の同行支援 1 回につき	4,000円

※同行支援の回数は、経験年数の短いホームヘルパー 1 人あたり30回まで

2 経営改善支援事業

ア 経営改善の支援

経営基盤の強化及び経営状況の改善、もしくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした社会保険労務士等の専門家への委託や事務作業を行うための臨時職員を雇用するために要する費用を補助します。

補助上限額 1 事業所あたり40万円

イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

介護人材や利用者確保のために行うホームページの開設・改修や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷、新聞への折込みに要する費用を補助します。

補助上限額 1 事業所あたり30万円